

第三期天童市子ども・子育て支援事業計画（案）について

1 計画策定の趣旨

市では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、平成26年度に「天童市子ども・子育て支援事業計画」、令和元年度に「第二期天童市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第二期天童市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や本市の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第三期天童市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画期間

法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

少子高齢化社会にあって、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは市民すべての願いです。地域の子どもたちを地域全体で支え合い、協力し合いながら、安全・安心な子育て支援を目指します。

本計画においては、第二期計画の方向性はそのままに、基本理念を、「住んでみたい 住み続けたい 子どもを生み育てたいまち 天童市」と定め、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

(2) 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つを基本目標と定め、子ども・子育て支援施策を組み立てて推進します。

- 基本目標1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- 基本目標2 一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり
- 基本目標3 子育て家庭をみんなで支える環境づくり

(3) 計画の施策体系

基本理念	基本目標	推進施策	具体的施策	
住んでみたい 住み続けたい 子どもを生み育てたいまち 天童市	基本目標1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	1 妊娠・出産期の子育て支援	(1)母と子の健康の支援	
		2 子育て世帯の経済的負担の軽減支援	(2)家庭の子育て力向上の支援	
		3 ひとり親家庭の支援	(1)ひとり親家庭の支援	
	基本目標2 一人ひとりの子どもの成長を育む環境づくり	1 未就学期の子育て支援	(1)幼児教育・保育施設の量の確保と適切な対応	
			(2)多様なニーズへの対応と充実	
			(3)幼児教育・保育を担う人材の確保と質の向上	
	(4)幼児教育・保育施設から小学校への円滑な連携			
	2 就学期の子育て支援	(1)子どもの居場所の整備と充実		
	3 障がい児等への支援	(1)障がい児等への支援		
	基本目標3 子育て家庭をみんなで支える環境づくり	1 児童虐待防止対策	(1)児童虐待防止対策の充実	
		2 地域における子育て支援	(2)支援が必要な子どもへの対応	
			2 地域における子育て支援	(1)地域子育て支援施設等の充実